

占有物件の適切な維持管理をお願いします

道路法では全ての占有物件を対象として、道路占有者の占有物件に対する維持管理義務を定めており、道路占有者は、占有物件について適切な維持管理をしなければなりません。

道路法施行規則の一部改正（令和8年4月1日施行）により、道路占有者が占有物件の安全性を確認した旨及び占有物件の点検結果等について道路管理者等へ報告することが義務化されました。

全ての 占有物件

<道路法施行規則第4条の5の5第2号ロ>

占有物件の占有の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときは、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告



<道路法施行規則第4条の5の5第2号イ、第3号>

当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときに、当該占有物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告

※占有の期間が5年を超える占有物件が対象

新潟県地下占有物連絡会議が定める期間に1回、占有物件の点検の実施状況及び結果等を見新潟県地下占有物連絡会議へ報告

電柱、電線、
水管、下水道管
その他これらに
類するもの

適切な管理がなされていない場合、道路管理者より、道路占有者に対し、

○報告・立入検査を求める <道路法第72条の2第1項>

○点検、修繕等の措置を命じる <道路法第39条の9>

ことがあります。

※上記に応じなかった場合には、占有許可の取り消し、懲役又は罰金が課されることがあります。 <道路法第103条等>